

災害救助法の概要

災害対策法制上の位置付け

我が国の災害対策法制は、災害の予防、**発災後の応急期の対応**及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、**発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律**である。

■災害が発生した場合の対応



適用基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

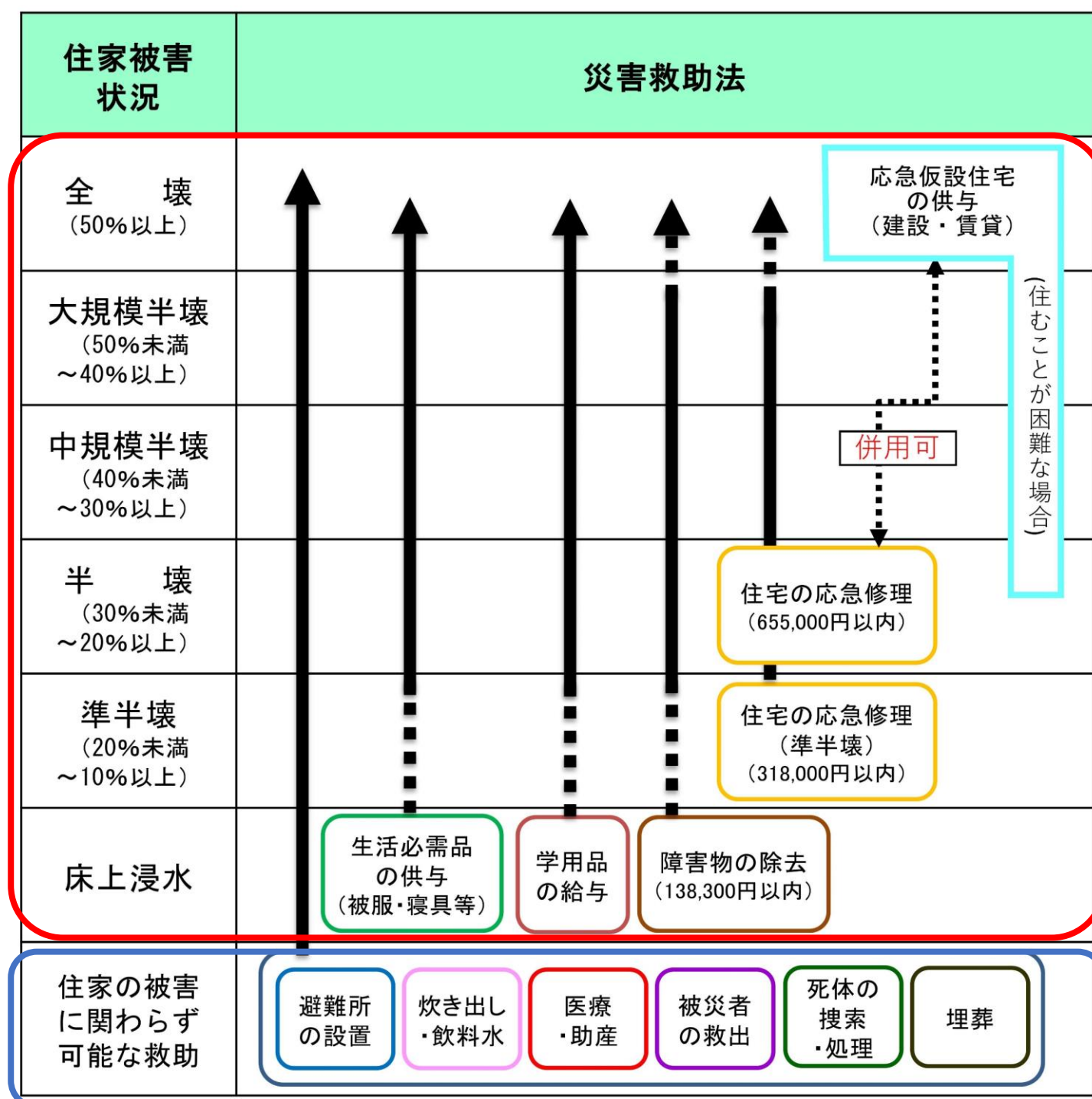
当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること

市町村区域内の人口	住家減失世帯数	市町村区域内の人口	住家減失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって減失した一の世帯とする。

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって減失した一の世帯とする。

災害救助法適用で得られる効果



各救助を受けるためには、細かな要件がある。

既に終了した救助項目のため、今回の適用では、該当しない。